

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第六百九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
- 別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十一番三の一部、五百六十二番一の一部、五百六十二番四の一部、五百六十三番一の一部、五百六十四番一の一部、五百六十五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シス―一・ニ―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等
原位置での浄化による除去

別図

